

都市計画マスタープランの中間見直しについて

骨子(案)について パブリックコメント を募集します

市では、12年に策定した都市計画マスタープランの中間見直し作業を行っています。

このたび、同プランの中間見直し骨子(案)を作成しました。この案について市民の皆さんのご意見(パブリックコメント)をお聞かせください。

【閲覧期間】土曜・日曜日、祝日を除く7月1日(金)～29日(金)の午前8時半～午後5時

【閲覧場所】都市計画課計画調整担当(市役所5階)
※市ホームページでも閲覧できます。

【パブリックコメント提出方法】7月1日(金)～29日(金)に(必着、事業名「東久留米市都市計画マ

※折り込みのチラシもご覧ください

スタープラン中間見直し骨子(案)・住所・氏名・ご意見(様式自由)を記入の上、〒203-8555、市役所都市計画課計画調整担当まで郵送または電子メール、直接同担当に持参してください。

【開催日時および会場】1回目 6月25日(土) 午後1時45分から、南部地域センター1階 2回目 6月26日(日) 午後1時45分から、市役所7階701会議室で 3回目 7月10日(日) 午後1時45分から、西部地域センター1階 4回目 7月17日(日) 午後1時45分から、東部地域センター1階 5回目 7月24日(日) 午後1時45分から、市役所7階701会議室で 6回目 7月28日(木) 午後6時半から、市役所7階703会議室で(各回とも2時間半程度を予定)

なお、ご意見の返却や個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

詳しくは同担当 ☎470・7622へ。

◆都市計画課メールアドレス
toshikeikaku@city.higashikurume.lg.jp

地域別まちづくりの方針作成のための「地域別懇談会」を開催します

地域別まちづくりの方針作成に皆さんのご意見を頂くため、地域別懇談会を行います。

この素案について、皆さんのご意見(パブリックコメント)をお聞かせください。

【閲覧期間】土曜・日曜日を除く6月15日(水)～7月5日(火)の午前8時半～午後5時

【閲覧場所】防災防犯課 市政情報コーナー(いずれも市役所2階)

※6月15日(水)から市ホームページでも閲覧できます。

【パブリックコメント提出方法】7月5日(火)までに(消印有効、計画名「災害時要援護者避難支援計画の全体計画(素案)」をまとめました。同

計画(素案)は、災害時要援護者支援計画策定検討委員会において検討・策定されたものです。

います。ぜひご参加ください。

【開催日時および会場】1回目 6月25日(土) 午後1時45分から、南部地域センター1階 2回目 6月26日(日) 午後1時45分から、市役所7階701会議室で 3回目 7月10日(日) 午後1時45分から、西部地域センター1階 4回目 7月17日(日) 午後1時45分から、東部地域センター1階 5回目 7月24日(日) 午後1時45分から、市役所7階701会議室で 6回目 7月28日(木) 午後6時半から、市役所7階703会議室で(各回とも2時間半程度を予定)

なお、ご意見の返却や個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

詳しくは同担当 ☎470・7622へ。

地域別まちづくりの方針作成のための「地域別懇談会」を開催します

地域別まちづくりの方針作成に皆さんのご意見を頂くため、地域別懇談会を行います。

この素案について、皆さんのご意見(パブリックコメント)をお聞かせください。

【閲覧期間】土曜・日曜日を除く6月15日(水)～7月5日(火)の午前8時半～午後5時

【閲覧場所】防災防犯課 市政情報コーナー(いずれも市役所2階)

※6月15日(水)から市ホームページでも閲覧できます。

【パブリックコメント提出方法】7月5日(火)までに(消印有効、計画名「災害時要援護者避難支援計画の全体計画(素案)」をまとめました。同

計画(素案)は、災害時要援護者支援計画策定検討委員会において検討・策定されたものです。

◆防災防犯課メールアドレス
bosaibohan@city.higashikurume.lg.jp

特設行政相談所を開設します

国・都・市などの行政機関やJR・NTTなどの公共性の高い法人、行政機関から委任され補助金を受けている法人などについて、苦情や意見・要望はありませんか。そのようなときは、「行政相談委員」が相談に応じます。

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、身近なところで活躍しています。相談費用は無料です。気軽にご相談ください。



【開設日時】6月24日(金)午後1時半～4時

【開設場所】西友東久留米団地店(上の原一丁目)正面入り口

【行政相談委員】篠宮松美氏(南町、☎465-1839)、岡部佳子氏(幸町、☎474-0379)、内田國夫氏(弥生、☎462-7265)

詳しくは生活文化課人権・市民相談担当 ☎470-7777へ。

市長の資産等報告書の閲覧ができます

「政治倫理の確立のための東久留米市長の資産等の公開に関する条例」の規定により、誰でも市長が作成した報告書の閲覧ができます。

【閲覧期間】7月4日(月)から(土曜・日曜日、祝日を除く)

【閲覧時間】午前8時半～正午、午後1時～5時

報告書、資産等補充報告書、関連会社等報告書

【閲覧場所】企画経営室総務課(市役所4階)

【閲覧期間】7月4日(月)から(土曜・日曜日、祝日を除く)

【閲覧時間】午前8時半～正午、午後1時～5時

【閲覧場所】企画経営室総務課(市役所4階)



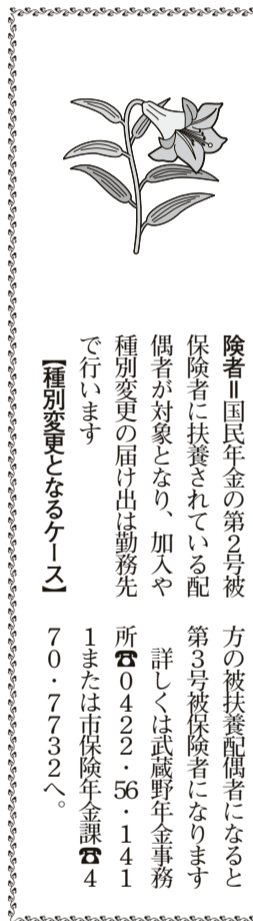
国民年金の種別変更について

国民年金制度は、国内に居住する20歳～60歳の全ての方に加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は次の3種類に分かれていて、加入時だけでなく

種別が変わったときにも届け出が必要で

【国民年金の加入種別】第1号被保険者(自営業や農業・漁業の方とその配偶者、フリーター、20歳以上の学生などが対象となり、加入や種別変更の届け出は、市役所1階) 第2号被保険者(会社や官公庁に勤務している方。つまり厚生年金や共済組合に加入している方が対象となり、加入や種別変更の届け出は勤務先で行います) 第3号被保険者(国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者が対象となり、加入や種別変更の届け出は勤務先で行います)

【種別変更となるケース】第1号被保険者になるケース(第2号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第2号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第3号被保険者になるケース(第2号被保険者になる場合は第1号被保険者になる場合を除く) 第4号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第5号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第6号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第7号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第8号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第9号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第10号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第11号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第12号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第13号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第14号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第15号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第16号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第17号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第18号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第19号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第20号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第21号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第22号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第23号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第24号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第25号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第26号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第27号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第28号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第29号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第30号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第31号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第32号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第33号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第34号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第35号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第36号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第37号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第38号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第39号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第40号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第41号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第42号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第43号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第44号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第45号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第46号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第47号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第48号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第49号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第50号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第51号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第52号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第53号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第54号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第55号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第56号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第57号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第58号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第59号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第60号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第61号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第62号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第63号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第64号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第65号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第66号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第67号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第68号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第69号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第70号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第71号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第72号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第73号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第74号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第75号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第76号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第77号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第78号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第79号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第80号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第81号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第82号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第83号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第84号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第85号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第86号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第87号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第88号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第89号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第90号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第91号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第92号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第93号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第94号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第95号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第96号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第97号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第98号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第99号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く) 第100号被保険者になるケース(第1号被保険者になる場合は第3号被保険者になる場合を除く)



7月のお気軽に無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	13日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	8日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	市役所1階相談室
心身障害者(児)相談	平日の午前9時～午後5時 ※電話相談も ☎477-2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階ワークコーナー
住宅増改築相談	14日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 ※電話相談も ☎473-4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)

《訪問します》

妊婦訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係 ☎477-0022	助産師・保健師	ご自宅
赤ちゃん訪問			

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、電話なんでも相談 ☎474-4294 を月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時に行っています。

※東京都でも、交通事故相談 ☎03-5320-7733 やヤミ金被害者相談 ☎03-5320-4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	6日・13日 いずれも水曜日 午前10時から 20日・27日 日曜日	弁護士	6月30日(木) 7月14日(木)	市役所2階相談室
登記相談	6日(水)午後1時から	司法書士	7月1日(金)	
表示登記相談	6日(水)午後1時から	土地家屋調査士	7月1日(金)	
税務相談	13日(水)午後1時から	税理士	7月8日(金)	
人権身の上相談	20日(水)午後1時から	人権擁護委員	7月15日(金)	
不動産相談	20日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	7月15日(金)	
交通事故相談	27日(水)午後1時から	弁護士	7月21日(木)	
相続・遺言・成年後見等手続相談	13日(水)午前10時から	行政書士	7月7日(木)	
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	27日(水)午前10時から	社会保険労務士	7月21日(木)	
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471-7577	
女性の悩みごと相談	4日・11日 いずれも月曜日 午後1時半～4時半 25日 日曜日	女性カウンセラー	6月20日(月) 7月4日(月)	男女平等推進センター
女性弁護士による法律相談	1日(金)午前9時半～午後零時半	女性弁護士	6月17日(金)	☎472-0061
教育相談室	火曜～土曜日 午前10時～午後5時 ※電話相談も可 月曜～金曜日	教育相談員	中央相談室 ☎473-3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室 ☎475-8909 (西中学校隣)	
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470-7736	